



県 章

滋賀県公報

平成 26 年（2014 年）
7 月 25 日
第 3878 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

- 規 則
 - 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（都市計画課） 1
- 告 示
 - ※公衆浴場入浴料金の統制額の指定（生活衛生課） 1
 - 道路区域の変更（道路課） 2
 - 道路の供用開始（道路課） 2
 - ※滋賀県屋外広告物条例第 5 条および第 6 条の規定に基づく地域または場所の指定の一部改正（都市計画課） 2
- 公 告
 - 消防設備士講習実施公告（防災危機管理局） 2
 - 大規模小売店舗の新設の届出の公告（中小企業支援課） 3
 - 公共測量実施公告（監理課） 4
 - 落札者決定の公告（警察本部会計課） 4
- 土 木 事 務 所 公 告
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（東近江） 4
 - 道路の位置の指定公告（湖東） 5

規 則

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年 7 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第54号

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成26年滋賀県条例第45号）の施行期日は、平成26年 8 月 1 日とする。

告 示

滋賀県告示第367号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第 2 条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成26年 9 月 1 日から施行する。

平成20年滋賀県告示第215号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、平成26年 8 月 31 日限り廃止する。

平成26年 7 月 25 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

公衆浴場入浴料金の統制額

入浴者の区別	大 人 (12歳以上の者)	中 人 (6 歳以上12歳未満の者)	小 人 (6 歳未満の者)
金 額	430円	150円	100円

注 この表に定める統制額は、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される公衆浴場の料金について適用する。

滋賀県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成26年7月25日から平成26年8月11日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	醍醐大津線	大津市石山寺四丁目字別所239番1地先から	変更後	最小 13.6m } 最大 14.0m	18.9m	道路改良（現道拡幅）に伴う道路区域の変更
		大津市石山寺四丁目字別所238番1地先まで	変更前	最小 13.5m } 最大 14.0m	18.9m	

滋賀県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成26年7月25日から平成26年8月11日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
醍醐大津線	大津市石山寺四丁目字別所239番1地先から	平成26. 7. 25	L = 18.9m
	大津市石山寺四丁目字別所238番1地先まで		

滋賀県告示第370号

昭和60年滋賀県告示第389号（滋賀県屋外広告物条例第5条および第6条の規定に基づく地域または場所の指定）の一部を次のように改正し、平成26年8月1日から施行する。

平成26年7月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1項第2号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、エの次にオとして次のように加える。

オ 東近江市景観計画に定める湖辺（みずべ）の郷伊庭景観形成重点地区の一部の区域。区域図は、省略し、滋賀県土木交通部都市計画課および東近江市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

公 告

消防設備士講習実施公告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事または整備に関する講習（以

下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成26年7月25日

滋賀県知事 三日月 大造

1 講習の種類

講習区分	消防設備士の種類
消火設備	第1類の甲種および乙種消防設備士 第2類の甲種および乙種消防設備士 第3類の甲種および乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種および乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲種および乙種消防設備士 第6類の乙種消防設備士

2 講習の日時および場所

講習区分	日	時	場所	
			会場名	所在地
消火設備	9月1日(月)	9時30分から12時まで	湖南広域消防局北消防署	守山市石田町377番地の1
		12時45分から16時45分まで		
警報設備 (いずれか1日を選択)	9月3日(水)	9時30分から12時まで		
		12時45分から16時45分まで		
	9月4日(木)	9時30分から12時まで		
		12時45分から16時45分まで		
避難設備 ・消火器	9月5日(金)	9時30分から12時まで		
		12時45分から16時45分まで		

※ 各日とも講習終了後、30分程度の効果測定考査を行う。

- 受講対象者 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の17第1項または第2項の規定により講習を受けなければならない者
- 受講手続および受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙7,000円を貼り付け、5に示す受付期間中に6に示す受付場所に郵送により提出すること。
- 受講申請書の受付期間 平成26年8月4日(月)から8月20日(水)までとする(当日消印有効)。
- 受講申請書の受付場所 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号 厚生会館2階 電話 077-521-3921
- その他 その他詳細については、受講申請書の受付場所に問い合わせること。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成26年7月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) 栗東計画 栗東市安養寺八丁目502番1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 マックスバリュ中部株式会社 愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号 代表取締役 鈴木芳知
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条東20丁目1-21 代表取締役 鶴羽樹 その他未定
- 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年3月16日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,909平方メートル
- 駐車場の収容台数 68台
- 駐輪場の収容台数 60台
- 荷さばき施設の面積 100平方メートル
- 廃棄物等の保管施設の容量 9.6立方メートル
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 8時から翌0時まで

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 7時30分から翌0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 平成26年7月15日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1-1
栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号
 - (2) 縦覧期間 平成26年7月25日から平成26年11月25日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成26年11月25日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 越 直美から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成26年7月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(空中写真測量、写真地図作成、修正数値図化)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 平成26年7月1日から平成27年3月25日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 越 直美から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成26年7月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳作成に係る基準点測量、平板測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 平成26年7月6日から平成26年11月28日まで

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定により公告する。

平成26年7月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 借入物品名および数量 X線マイクロアナライザー分析装置 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 TEL 077-522-1231
- 3 落札者を決定した日 平成26年6月23日(月)
- 4 落札者の氏名および住所 日立キャピタル株式会社法人事業本部関西法人支店 大阪府大阪市西区靱本町一丁目11番7号
- 5 落札金額 56,609,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成26年5月14日(水)

土 木 事 務 所 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成26年7月25日

滋賀県東近江土木事務所長 森野久栄

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
東近江市宮川町651番地31 前原勝彦	蒲生郡竜王町大字島字八丁 13番地の一部	201.99㎡	平成26.7.18	000506

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。
この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県湖東土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

平成26年7月25日

滋賀県湖東土木事務所長 橋本重一

地名・地番	申請人住所・氏名	延長 メートル	幅員 メートル	本数 条
愛知郡愛荘町川久保字棕 椽243番の一部、245番4	彦根市開出今町1413番地6 アコウ有限会社 取締役 辻井夕子	29.49	5.00	1

